（その１）

収　支　報　告　書

令和 7 年分

※該当箇所に ✓ すること

（　　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）

1 政治団体の名称　にほんゆうこくぎしつかい　日本愛国義烈会

2 主たる事務所の所在地　熊本市東区江津2-12-4-31

3 代表者の氏名　山下清次

4 会計責任者の氏名　山下大輔

事務担当者の氏名　山下大輔

（電話）090 - 9589 - 3459

（電話）　-　-

（電話）　-　-

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の16の3第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	
公職の種類等	

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　日まで

済

受付 8.3.10 選挙管理委員会 熊本市

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			2,270,971	
（前年からの繰越額）			1,070,971	
（本年の収入額）			1,200,000	
支　出　総　額			1,400,000	
翌年への繰越額			870,971	

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額			120,000	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）			4 人	

(2) 寄　附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ア) 個人からの寄附					
（うち特定寄附）					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ　政党匿名寄附					
合計　（ア ＋ イ）					

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	140,000	
小計	140,000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	0	
合計	140,000	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 10 日

政治団体の名称　日本憂国義烈会

会計責任者の氏名　山下大輔

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。